

施設入所者から接種開始

# 新型コロナワクチン接種が始まります



新型コロナウイルス感染症の重症化を予防するため、新型コロナワクチンの接種に向けた準備を進めております。今回は3月24日時点で決定している内容についてお知らせします。なお、今後のワクチンの供給状況により接種時期や接種方法が大幅に変更となる場合があります。最新情報は市ホームページ(右のQRコードからアクセス可)やコールセンターまでご確認ください。



## ワクチン接種を検討されている人へのお願い

- 接種券が届いてもすぐに予約することはできません。
  - 市からの発表があるまで医療機関へ直接の問い合わせはお控えください。
- 決まり次第、広報やわた、市ホームページ、個別の案内などでお知らせします。(接種券と同封する新型コロナワクチン接種のお知らせは接種開始を通知するものではありません)

### ■ワクチン接種の概要

接種対象者	施設入所者	75歳以上の人 (昭和21年4月1日以前 の生まれの人)	65歳以上75歳未満の人 (昭和21年4月2日から昭和31 年4月1日生まれの人)	それ以外 の人
接種券の 送付時期	4月5日から郵送で順次発送します。		4月下旬以降(予定)	調整中
接種時期・ 場所	入所する施設で 接種	5月中旬以降(予定)	5月下旬以降(予定)	調整中
		原則、居住地(住民票のある市町村)で接種します。 本市では、市内の協力医療機関および集団接種会場での接種を予定しています。 ※長期入所・入院、単身赴任、里帰り出産など、やむを得ない事情がある場合は、居住地以外で接種を受けることができる見込みです。		
接種方法	施設から個別に 接種の希望を伺 います。	接種を受けるには、必ず予約が必要です(予約方法や接種に必要なものについては個別の案内でお知らせします)。		
接種回数	1人2回			
接種費用	無料			



に入れて、順次郵送します。

- ・接種券(上図)
- ・新型コロナワクチン接種のお知らせ

※接種券は、接種の予約をするときや接種を受けるときに必要です。接種を希望される人は、送付したものを大切に保管してください。

### 接種に関する注意事項

- ・ワクチン接種は強制ではありません。接種を受ける人の同意がある場合に限り接種が行われます。
- ・病気等で治療中の人や接種を受けることに不安のある人は、まずは、かかりつけ医等までご相談ください。

### 八幡市新型コロナワクチン コールセンター

八幡市のワクチン接種に関することはこちら

**☎ 0570-056-786**

利用時間 午前9時30分～午後4時30分  
※土・日・祝日も利用可。  
※現在、接種の予約の受け付けはしておりません。

☎健康推進課(☎983-1116)

### 本市のワクチン接種の優先順位 および接種スケジュールについて

国の示す接種順位に基づき、4月から高齢者の皆さんへの接種を始めますが、当初のワクチン供給量が少なく、今後も不透明な状況です。供給量の見通しが立つまでは、クラスター防止や感染時の重症化リスクを軽減する観点から、市内の高齢者施設等に入所している高齢者とその従事者から2回の接種を開始します。さらに、高齢者のうち、75歳以上の人から先に接種券や案内を送付いたします。

今後は見通しが立ち次第、ワクチンの量に応じて市内の協力医療機関および集団接種会場

### 国が示す接種順位

順位	接種の対象
1	医療従事者等
2	高齢者(令和3年度中に65歳以上に達する昭和32年4月1日以前に生まれた人)
3	高齢者以外で基礎疾患を有する人や高齢者施設等で従事されている人 60歳以上65歳未満
4	上記以外の人

高齢者の皆さんへの接種を始める予定です。

### 接種券の送付について

施設入所者と75歳以上の高齢者の皆さんには4月5日(月)から次のものを白色の封筒

### ■木造住宅耐震改修費助成事業

助成事業名	助成額	対象となる住宅および工事			
		A	B	C	D
耐震改修助成事業(本格改修) 耐震診断の結果が評点1.0未満のものを1.0以上に向上させる改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4 (最大100万円)	昭和56年5月31日以前に着工された住宅	平成30年6月18日大阪北部地震のり災証明書(一部損壊以上)が発行された住宅	耐震診断の結果、評点が1.0未満と診断された住宅	延べ面積の2分の1以上を住宅の用に供している住宅
耐震改修助成事業(簡易改修) 耐震診断の結果が評点1.0未満の住宅で、耐震性を向上させる簡易な改修工事に助成します。	対象工事費の5分の4 (最大40万円)	○	○	○	○
耐震シェルター設置費助成事業 住宅の室内に強固な構造物を設置(主に寝室)し、地震により住宅が倒壊しても生命を守る空間を設置する工事に助成します。	対象工事費の4分の3 (最大30万円)	○	×	○	○

※市が補助金を直接業者に支払う「代理受領制度」が利用できます。  
※対象となる認定シェルターについては、お問い合わせください。

## 木造住宅の耐震性を 高めるために

市内の木造住宅を対象に、耐震診断(一般診断法)を行う耐震診断士派遣事業と耐震性を向上させる耐震改修費助成事業を実施します。

なお、募集戸数については、決まり次第お知らせします。

①木造住宅耐震診断士派遣事業  
京都府木造住宅耐震診断士を派遣して耐震診断を行います。  
▽対象となる住宅 表のA(またはB)かつDに該当する住宅  
▽自己負担 1戸あたり3,000円

②木造住宅耐震改修費助成事業  
耐震性を向上させる改修工事に助成します。  
▽各事業の注意事項  
※丸太組構法の住宅、旧建築基準法38条認定および型式適合認定によるプレハブ工法の住宅は対象外。  
※申請前に耐震設計や耐震改修工事(簡易改修を含む)の契約締結および工事着工の場合は補助対象外です。  
※申請者は住宅の所有者または居住者に限ります。また、賃貸住宅などは所有者の同意が必要です。  
☎・☎申請書に添付書類を添えて、4月15日(木)～12月28日(火)午前8時30分～午後5時(正午～午後1時除く)に都市整備課(☎983-5049)へ(申請書は、都市整備課窓口、市ホームページから入手可)